

新潟県条例第34号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(新潟県建築基準条例の一部改正)

第1条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前													
<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第4(い)欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 区 域</td> <td>法別表第4(に)欄の号</td> </tr> <tr> <td>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の全区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の全区域	(略)	(略)		<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、法別表第4(い)欄に掲げる地域のうち次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 区 域</td> <td>法別表第4(に)欄の号</td> </tr> <tr> <td>第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の全区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の全区域	(略)	(略)	
対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号														
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域の全区域	(略)														
(略)															
対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号														
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の全区域	(略)														
(略)															
<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(22)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>又は第13項ただし書</u>(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。))並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(22)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>													
<p>別表(第28条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>手数料を納めなければならない者</td> <td>手 数 料 の 額</td> </tr> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書</td> <td>1件につき200,000円(法第48条第15項<u>ただし書</u>の規定により同項</td> </tr> </table>		手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～6 (略)	(略)	7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円(法第48条第15項 <u>ただし書</u> の規定により同項	<p>別表(第28条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>手数料を納めなければならない者</td> <td>手 数 料 の 額</td> </tr> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書</td> <td>1件につき200,000円(法第48条第14項<u>ただし書</u>の規定により同項</td> </tr> </table>		手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～6 (略)	(略)	7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円(法第48条第14項 <u>ただし書</u> の規定により同項
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額														
1～6 (略)	(略)														
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円(法第48条第15項 <u>ただし書</u> の規定により同項														
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額														
1～6 (略)	(略)														
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書	1件につき200,000円(法第48条第14項 <u>ただし書</u> の規定により同項														

書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項及び第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築等の許可の申請をしようとする者	本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)	書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>又は第13項ただし書</u> （法第87条第2項及び第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築等の許可の申請をしようとする者	本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)
8・9 (略)	(略)	8・9 (略)	(略)
10 法第53条第4項の規定により建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	10 法第53条第4項の規定により建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者	(略)	11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者	(略)
12～16の4 (略)	(略)	12～16の4 (略)	(略)
17 法第59条第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	17 法第59条第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
18・19 (略)	(略)	18・19 (略)	(略)
20 法第60条の2第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)	20 法第60条の2第1項第3号の規定により建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者	(略)
20の2～21の3 (略)	(略)	20の2～21の3 (略)	(略)
22 法第68条の3第1	(略)	22 法第68条の3第1	(略)

<p>項の規定により建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者、同条第2項の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者</p> <p>23～26 (略) (略)</p> <p>27 法第68条の5の6第1項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請をしようとする者</p> <p>28～37 (略) (略)</p> <p>38 法第86条の6第2項の規定により建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者</p> <p>39～40 (略) (略)</p>	<p>項の規定により建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者、同条第2項の規定により建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者</p> <p>23～26 (略) (略)</p> <p>27 法第68条の5の6第1項の規定により建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請をしようとする者</p> <p>28～37 (略) (略)</p> <p>38 法第86条の6第2項の規定により建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者</p> <p>39～40 (略) (略)</p>
--	---

(新潟県自然環境保全条例の一部改正)

**第2条** 新潟県自然環境保全条例(昭和48年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(緑地環境保全地域の指定)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第21項</u>に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)の区域</p> <p>3 (略)</p>	<p>(緑地環境保全地域の指定)</p> <p><b>第21条</b> (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第20項</u>に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)の区域</p> <p>3 (略)</p>

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)

**第3条** 建築士法の特例等に関する条例(昭和59年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前

<p>(延べ面積の特例)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条の3第2項の規定において準用する法第3条の2第3項の規定に基づき、法第3条の3第1項の延べ面積の特例を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 域</th> <th style="width: 50%;">延 べ 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 べ 面 積	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>田園住居地域</u> 、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)	<p>(延べ面積の特例)</p> <p><b>第2条</b> 法第3条の3第2項の規定において準用する法第3条の2第3項の規定に基づき、法第3条の3第1項の延べ面積の特例を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 域</th> <th style="width: 50%;">延 べ 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 べ 面 積	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)
区 域	延 べ 面 積								
建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 <u>田園住居地域</u> 、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)								
区 域	延 べ 面 積								
建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第21号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、防火地域又は準防火地域	(略)								

(新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

**第4条** 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(風俗営業の制限地域)</p> <p><b>第3条</b> 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業（法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、<u>第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>（以下「住居専用地域」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(風俗営業の制限地域)</p> <p><b>第3条</b> 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業（法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）に係る営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。ただし、周辺の環境を勘案して新潟県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める地域は、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び<u>第2種中高層住居専用地域</u>（以下「住居専用地域」という。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

**第5条** 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止地域等)</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、</u></p>	<p>(禁止地域等)</p> <p><b>第7条</b> 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた<u>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、</u>景観地区又は風</p>

景観地区又は風致地区（知事が指定する区域を除く。） (2)～(6) (略)	致地区（知事が指定する区域を除く。） (2)～(6) (略)
--	-----------------------------------

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。